

宮城県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成20年4月22日

宮城県監査委員 畠山 和純
宮城県監査委員 袋 正
宮城県監査委員 遊佐 勘左衛門
宮城県監査委員 谷地森 涼子

1 監査委員の報告日

平成20年2月15日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成20年3月26日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税込の確保に努められたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分 210,785,256円

過年度分 348,437,565円

合計 559,222,821円

・平成17年度収入未済額

現年度分 130,439,669円

過年度分 357,134,056円

合計 487,573,725円

イ 措置の内容

自動車税の徴収対策について、収入未済額の大幅な縮減と収入率向上を目指して、預貯金等の債権差押や捜索による動産差押を積極的に行うなど、差押に重点を置いた滞納

整理を実施する。また、収入未済額に占める割合が最も大きい個人県民税について、住民税徴収対策会議の開催、共同催告・共同徴収等の実施のほか、地方税法第48条による直接徴収や同法第20条の4の徴収嘱託を実施する。

(2) 仙台南県税事務所

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分 200,087,826円

過年度分 484,981,983円

合計 685,069,809円

・平成17年度収入未済額

現年度分 244,425,344円

過年度分 501,850,671円

合計 746,276,015円

イ 措置の内容

「平成19年度県税事務実施計画」に基づき、滞納整理の早期着手と事案に即した滞納整理に努め、全所体制での自動車税集中滞納整理、預貯金等の債権差押、差押動産のインターネット公売等を実施するとともに、休日、夜間納税相談窓口を開設し、税収の確保と滞納額縮減を図った。

(3) 栗原県税事務所

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分 32,448,402円

過年度分 100,968,525円

合計 133,416,927円

・平成17年度収入未済額

現年度分 35,732,309円

過年度分 110,231,663円

合計 145,963,972円

イ 措置の内容

宮城県税収確保対策3カ年計画に基づき、組織的に進行管理を行い早期の電話催促や財産差押等を実施するなど効率的・効果的な滞納整理を進め、収入未済額の縮減に努めている。

また、個人県民税については、住民税徴収対策会議を開催し各種徴収支援を実施している。

(4) 登米県税事務所

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分 47,106,754円

過年度分 113,437,913円

合計 160,544,667円

・平成17年度収入未済額

現年度分 51,013,504円

過年度分 115,015,505円

合計 166,029,009円

イ 措置の内容

平成19年度県税滞納額縮減対策目標・事業計画及び平成19年度県税事務実施計画に基づき、滞納案件に即した適切な預貯金・給与・電話加入権・不動産等の差押えなどを積極的に実施し、税収の確保と収入未済額の縮減を図っていく。

(5) 気仙沼県税事務所

ア 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成18年度収入未済額

現年度分 50,299,145円

過年度分 160,891,162円

合計 211,190,307円

・平成17年度収入未済額

現年度分 61,603,445円

過年度分 159,289,126円

合計 220,892,571円

イ 措置の内容

収入未済額の大半を占める個人県民税・自動車税の徴収を強化するため、個人県民税については、管内市町と協力し地方税法第48条による直接徴収や共同催告・徴収を実施する。

また、自動車税については、捜索による動産等の差押えやタイヤロックを活用した車両差押えを実施する。

(6) 大崎地方振興事務所

ア 監査委員の報告の内容

補助金において、不正受給等が認められたので、実績確認を徹底するなど、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

市町村振興総合補助金について、平成17年度に作成したはずの「交流パンフレット」が作成されていないことが発覚したため、立入検査を実施したところ、補助対象事業である「なんごう食と農の散策路(アグリロード)事業」の一部事業は未実施であり、市町村振興総合補助金を不正受給していたことが判明したものの。

- ・間接補助事業名 平成17年度市町村振興総合補助金
- ・間接補助事業者 なんごう食と農の散策路推進会議
- ・間接補助金額 1,000,000円
- ・返還対象額 373,000円

イ 措置の内容

平成17年度市町村振興総合補助金の不適正執行発覚後、美里町に対し、補助金返還とともに再発防止策の提出を求め、その防止策に基づき、適正な事務処理が行われているか事後確認を行った。

また、管内市町等に対し、補助金の適正な執行について通知するとともに、直接訪問し説明することで周知徹底も図っている。管内の県地方機関においても、市町村総合補助金の事業を直接担当している保健福祉事務所及び当所各部に対して、適切な執行管理と厳正な確認調査の実施の徹底を周知し、内部でのチェック体制を強化している。

市町村振興総合補助金は、市町村の自主性・自立性を促進するとともに、事務手続きの簡素化・効率化を狙いとしているが、確認項目の明確化や間接補助に係る確認方法の見直しなど、より適切な調査方法の確立に向け、主務課である地域振興課において改正に向けた検討を行っている。

(7) 佐沼警察署

ア 監査委員の報告の内容

工事により撤去したエアコンの処分について、関係法令（特定家庭用機器再商品化法）に基づき適正に処分されたかどうか確認していないことが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

（内容）

- ・工事名 当直仮眠室エアコン交換工事
- ・契約額 378,000円
- ・工期 平成18年7月25日～平成18年8月4日

イ 措置の内容

廃家電製品等の廃棄処分の確認については、関係法令に則ってマニフェスト制度による処分確認を徹底するなど、再発防止に努めることとした。